

## 令和2年3月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月9日(月) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)

議案第4号 小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について

議案第5号 農業委員会委員の辞任について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

1番 永利 春雄

2番 寺崎 廣喜

3番 田箆 富子 (欠席)

4番 山下 芳文 (欠席)

5番 山田 憲二

6番 永利 昇

7番 大中 久敏

8番 野田 敏之

9番 山田 武二

10番 佐藤 英昭

11番 白木 治

12番 廣田 一郎

13番 米倉 一雄

14番 中原 孝司

15番 藤井 豊志

16番 柳 文子

17番 天本 徹

18番 田箆 新

19番 白木 隆弘

20番 井手 浩

21番 久光 壽子

22番 草場 小夜子

23番 伊藤 武則

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 3月となり、例年より早く、春の足音が聞こえてくる今日この頃です。  
また、地域によっては、新年度に向け、新たな体制づくりや総会の準備など、何かとあわただしい時期を迎えております。

更には、新型コロナウイルス対応で、小中学校等が休校となるなど、市民生活への影響が心配されるところです。

このようなご多忙の中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日は、議案4件、報告事項3件でございますが、各委員の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

なお、田籠 富子 委員、 山下 芳文 委員より欠席届が出ています。よって、令和2年3月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、20番 井手 浩 委員、21番 久光 壽子 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の無償移転で贈与となっております。大板井地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間で贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の有償移転で、売買となっております。二タ地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号3は、3条の無償移転で贈与となっております。

○議長 ちょっと待ってください。

○21番委員 議長。

○議長 大変申し訳ございません。番号4の案件は、21番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、久光 壽子委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(21番委員 退席)

○議長 引き続き、事務局より説明をお願いします。

○事務局 番号3は、3条の無償移転で贈与となっております。吹上地内の田14筆、畑7筆、合計21筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間での贈与となっております。

(位置図で場所の説明)

議案書の3ページをお願いいたします。

番号4は、3条の無償移転で贈与となっております。松崎地内の畑5筆、山隈地内の畑1筆、合計6筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、贈与

されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 大変失礼いたしました。事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、21番委員の入室を許可します。

(21番委員 入室)

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するために転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、500メートル圏内に県立三井高校、松崎保育園、南側には小郡特別支援学校が位置する所になっています。また、申請地の西側の市道には上下水道が埋設されています。従いまして、上下水道の埋設された道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育・医療施設がある第3種農地に該当し、原則、転用が可能な農地となります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。続きまして、番号2は、赤川地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するために転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、西鉄味坂駅から南東に650メートル程、南下したところとなります。従いまして、3種農地。2種農地にも該当しないところとなります。概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地に該当し、原則、転用はできません。

しかしながら、申請地の北側には住宅がありまして、一つの集落をなしております。この集落に接続するということで、既存集落からの接続として、第1種農地の特例として有りますので、それに適合が可能ということで転用が可能な農地となります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。最後に番号3は、八坂地内の田1筆です。露天資材置場として一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の南東側には、農地がずっと連なる位置となっております。

従いまして、こちらも概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地に該当し、原則、転用はできません。

しかしながら、今回の譲受人は烏田(からすだ)川の河川改修に伴う公共事業を請け負われて、それに伴う露天資材置場として、一時的な転用での申請となります。一時転用は第1種農地の例外規定に該当し、転用が可能となります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

以上、番号1から番号3までは、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたしたいと思っております。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1、農地の所在は光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2、農地の所在は八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3、農地の所在は八坂地内の田1筆と上西鯨坂地内の田1筆で合計2筆となっています。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書7ページをお願いいたします。

番号4、農地の所在は二森地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号5、農地の所在は上岩田地内の田4筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりました

ので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について、を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第4号、小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員や農地利用最適化推進委員が、農地の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての目標や推進方法を定めるものです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

なお、施行は新年度、令和2年度からとなりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、

第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、小郡市農業委員会に係る指針の制定につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、柳 第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認・決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり、承認・決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 それでは、次に、追加議案として、議案第5号を上程いたします。

○議長 議案第5号、農業委員会委員の辞任について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日お配りをしております追加議案をお願いします。

議案第5号、農業委員会委員の辞任について、ご説明いたします。

本件につきましては、一身上の都合により、令和2年3月31日をもって、小郡市農業委員を辞任したい旨の申し出がございましたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき、農業委員会の同意を得たく、ご提案するものでございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長 それでは、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 特にないようでございますので、委員の皆さんにお諮りいたします。  
議席番号 3番委員の辞任について、同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、田籠 富子 委員の辞任については、農業委員会総会において、同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 本来ならば、3番委員より、ごあいさつを受けるところですが、本人の体調の都合で、ご本人より「皆さまには、大変お世話になったこと。感謝していること。など、よろしくお伝えください」とのことでしたので、皆さまにご報告いたします。

3番委員におかれては、任期途中での退任ということで、本人の方が残念でならないと思います。少しでも、体調が回復されることを願いたいと思います。本当にお疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

### [日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。  
番号1は、貸手の都合による合意解約です。  
次に、番号2及び番号3は、売買に伴う合意解約です。  
詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による、市街化区域内の転用届出について、1件を報告いたします。  
番号1は、集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、市街化区域内の転用届出について、3件につきまして報告いたします。

番号1は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

番号2は、露天資材置場とするため、届出が提出されたものです。

番号3も、露天資材置場とするため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年3月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年3月9日(月) 午後 2時36分閉会